

2019年度に短期留学を希望する方へ

日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）のご案内

同志社大学在学中に、海外の短期大学・大学・大学院へ短期留学をするために奨学金を希望する人を対象に貸与する有利子の奨学金で、短期留学をする前に出願する「予約制度」となっています。

出願希望者は学生生活課窓口に申し出てください。詳細のわかる「案内」と出願関係書類をお渡しします。第二種奨学金（短期留学）の概要は次のとおりです。

1. 貸与月額

学部生：2～12万円から1万円単位で選択

大学院生：5・8・10・13・15万円から選択

（司法研究科生は、15万円を選択した場合 4万円または 7万円の増額が可能です）

2. 留学時特別増額貸与奨学金

毎月振り込まれる月額とは別に、留学にかかる一時的な経費に対応するため、希望する人は更に一時金として特別増額貸与を受けることができます。特別増額貸与は、10・20・30・40・50万円から選択してください。

3. 出願資格

（1）在 student で在学期間が標準修業年限以内であること（休学期間は在学期間に含まない）。

（2）留学期間が3か月以上であること

ただし貸与期間は3か月以上1年以内で機構が認めた留学期間

（学位同時取得プログラムで13か月以上留学の場合、貸与期間の上限は2年）

<上記を満たし、以下のいずれかの条件を満たす者>

① 大学間協定または学部・研究科間協定による派遣留学（セメスタープログラム含）であること。

② 私費等による在学留学であり、留学により取得した単位が、本学の単位として認定される留学であること。

※ **休学留学は制度対象外です。**

※ 現在、日本学生支援機構奨学金を貸与中の者も出願可能です。

ただし第二種奨学金（国内貸与）とは併給出来ません。

4. 推薦基準

推薦基準として、学力基準と家計基準を満たす必要があります。学生生活課に確認してください。

5. 保証制度

第二種奨学金（短期留学）を受けるためには、人的保証制度（連帯保証人、保証人を選任する制度）、あるいは機関保証制度（貸与期間中、一定の保証料を支払い、保証機関の保証を受ける制度）への加入が必要です。

6. 出願締切日

あなたが留学を開始する時期	出願締切日
2019年4月～7月	2019年1月7日（月）
2019年8月～11月	2019年5月7日（火）
2019年12月～2020年3月	2019年9月2日（月）

以上